

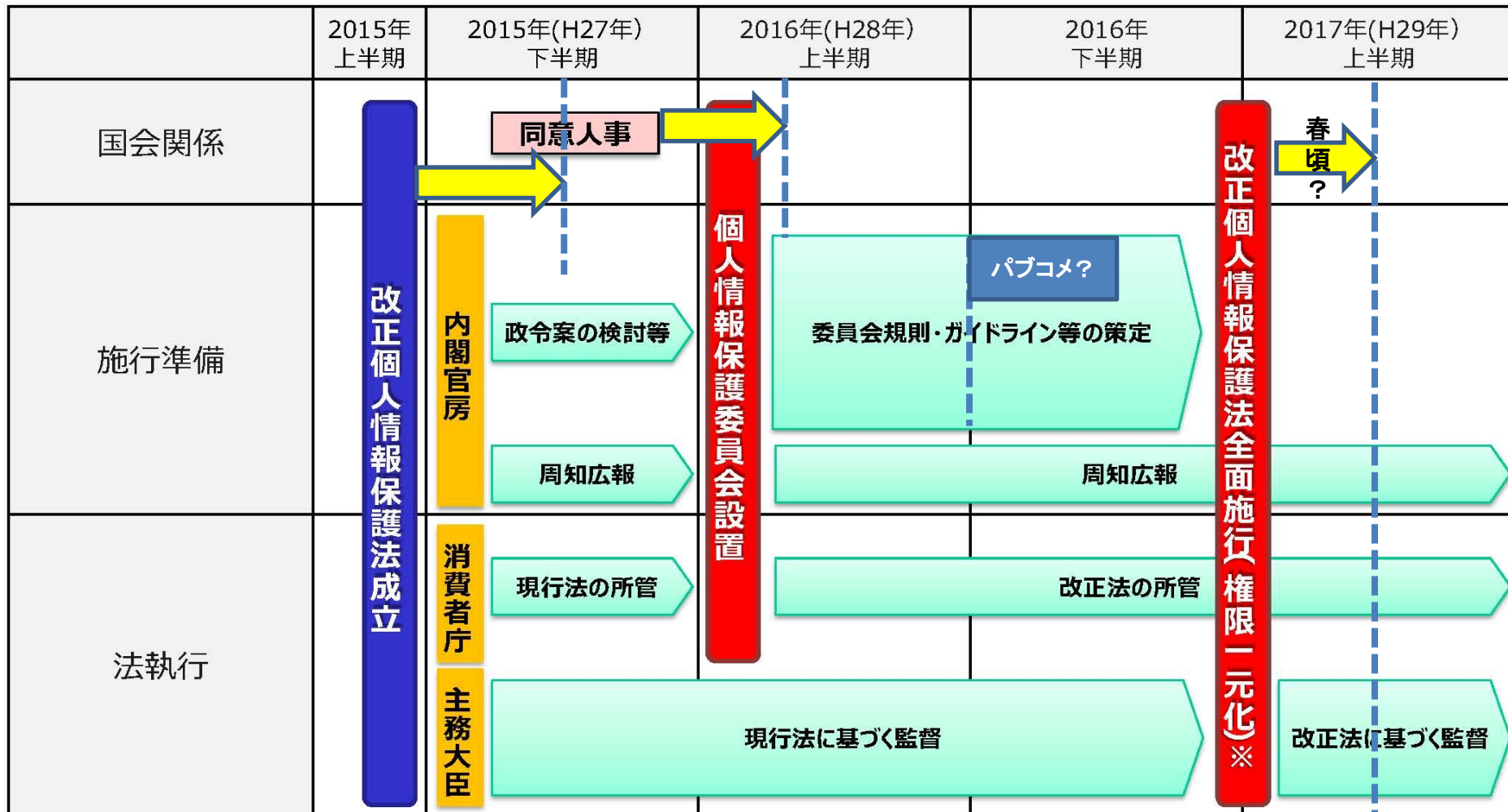
# 改正個人情報保護法の政令等 の動向について

弁護士・ひかり総合法律事務所  
板倉陽一郎

# 今日の内容

- 1 スケジュール
- 2 個人情報保護委員会資料の分析
  - 2.1 改正個人情報保護法の全面施行に向けた関係政令・委員会規則の整備について(第4回資料2-1)
  - 2.2 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(仮称)の基本的な考え方等について(第4回資料2-2)
  - 2.3 「改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性について」(第4回資料2-3)
  - 2.4 個人識別符号に関する政令の方向性について(第5回資料2-1)
  - 2.5 権限の委任に関する政令の方向性について(第5回資料2-2)
  - 2.6 外国にある第三者に対する個人データの提供に関する規則の方向性について(第6回資料2)
  - 2.7 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(仮称)における安全管理措置及び小規模の事業者への配慮に関する基本的な考え方について(第9回資料1-1)及び個人情報保護法ガイドラインにおける安全管理措置及び小規模の事業者への配慮に関する基本的な考え方(概要)(第9回資料1-2)
  - 2.8 要配慮個人情報に関する政令の方向性について(第10回資料1)
  - 2.9 匿名加工情報に関する委員会規則等の方向性について(第10回資料2)
- 3 関連会合の動向
  - 3.1 経済産業省 平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備 経済産業分野を対象とする個人情報保護に係る制度整備等調査研究
  - 3.2 総務省 改正個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護検討タスクフォース
  - 3.3 厚生労働省 ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース
  - 3.4 その他

# 改正個人情報保護法の施行スケジュール（案）



※「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行。

## 2. 個人情報保護委員会資料の分析

- 個人情報保護委員会及び資料の特徴
  - 不定期・非公開で開催される
  - 開催された後もしばらく資料が公開されない
    - 公開されてもアナウンスがない
  - 公開されてもクレジットがない
    - 多分事務局だが記載されない
  - 議事録は公開されず議事概要
    - 議事概要が公開されてもアナウンスがない

## 2.1 改正個人情報保護法の全面施行に向けた関係政令・委員会規則の整備について(第4回資料2-1)

- 改正個人情報保護法(以下「改正法」という。)の全面施行に向けて、以下の関係政令及び委員会規則を整備する必要がある。これらの整備に当たっては、改正法の国会審議における議論を踏まえた上で、民間事業者や有識者等から広く意見を聴取しつつ、今後の審議を進める。

【政令への委任事項】（「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号）の改正）

政令事項	概要	（参考）国会等での主な議論
個人識別符号の定義（法第2条第2項）	個人識別符号を含む情報は個人情報となる ところ、次のいずれかに該当する符号のうち、個人識別符号に該当するものを定める。 ① 身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号 ② 役務の利用や商品の購入、カード・書類の発行に関して対象者ごとに異なるように割り当てられた符号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①には「指紋認証データとか顔写真データを想定」（3/25衆・内閣委）</li> <li>・②には「免許証番号や旅券などを想定」（同上）</li> <li>・「携帯電話番号、クレジットカード番号・・・一概に個人識別符号に該当するとは言えない」（5/8衆・内閣委）</li> <li>・「ゲノムデータ」は「個人識別符号」に位置づけられるもの」（ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進TF）</li> </ul>
要配慮個人情報の定義（法第2条第3項）	改正法で規定されている「人種」、「信条」、「社会的身分」、「病歴」、「犯罪の経歴」、「犯罪により害を被った事実」のほか、要配慮個人情報として取り扱う必要があるものを定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「カルテ情報なんかは当然当たる」（5/26参・内閣委）</li> <li>・「ゲノム情報」が配慮を要するべき情報として位置づけられるべき」（ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進TF）</li> </ul>
個人情報データベース等の適用除外（法第2条第4項）	利用方法から見て個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして、個人情報データベース等から除外するものを定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「既に公になっている市販の電話帳をそのまま使う場合等、たとえ漏洩があってもその行為により個人の権利利益を侵害する危険性が少ないもの」（5/20衆・内閣委）</li> </ul>
要配慮個人情報の取得時の本人同意原則の例外（法第17条第2項第6号）	要配慮個人情報の取得時には本人同意が必要であるが、改正法第17条第2項各号にその例外が規定されているところ、同項第1号～第5号の場合に準ずるものを定める。	主な議論はなし
事業所管大臣への権限の委任等（法第44条第1～7項、第77条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所管大臣への報告徴収及び立入検査の権限の委任に関する詳細（委任の範囲や手続等）</li> <li>・地方公共団体への事務の委譲の詳細を定める。</li> </ul>	主な議論はなし
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定個人情報保護団体の届出事項（法第47条第2項）</li> <li>・匿名加工情報データベース等の定義（法第2条第10項）</li> <li>・経過措置</li> </ul>	主な議論はなし

【委員会規則への委任事項】（委員会規則を新規制定）

規則事項	概要	（参考）国会等での主な議論
要配慮個人情報の取得時の本人同意原則の例外（法第17条第2項第5号）	要配慮個人情報の取得時には本人同意が必要であるが、一定の者が公開している情報の取得についてはその例外とされているところ、これに該当する者として、改正法で規定されている「本人」、「国の機関」、「地方公共団体」、「第七十六条第一項各号に掲げる者」（報道機関等）に準ずる者を定める。	主な議論はなし
オプトアウトによる個人データの第三者提供時の届出事項等（法第23条第2～4項）	オプトアウト手続を用いて個人データの第三者提供を行う際の委員会への届出の方法及び事項並びに委員会による公表の方法等を定める。	主な議論はなし
外国にある第三者への提供の制限の適用除外（法第24条）	外国にある第三者への個人データの提供の制限の適用除外対象として認められる、 ・我が国と同等の個人情報保護水準を有すると認められる外国 ・個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講じるために必要な体制の基準を定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「現在の企業等において適切に行われている個人情報の取り扱いを追認し、明確にするもの」（5/8衆・内閣委）</li> <li>・「APECのCBPR制度に基づく認証を受けていることが確認された場合も、当然のことながらこういう基準に該当する」（5/20衆・内閣委）</li> </ul>
第三者提供に係る記録・確認等（法第25条第1、2項、法第26条第1、3、4項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者提供に係る記録の方法・事項及び保存期間</li> <li>・第三者提供を受ける際の確認の方法や記録の方法・事項、保存期間</li> </ul> を定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個々の場合に、・・・こういうものは法の趣旨から見て必要ないというふうな規則の作り方も考えられます」（5/20衆・内閣委）</li> <li>・「事実のみ書くというふうな最も簡易な方法もあり得る」（同上）</li> </ul>
匿名加工情報の加工基準等（法第36条第1～4項、第37条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・匿名加工情報の加工基準</li> <li>・加工の方法等に関する情報の安全管理の基準</li> <li>・匿名加工情報の作成時・第三者提供時の公表項目及び提供方法、公表方法等を定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業者全てに共通をする内容、項目などについて、最低限の規律を定める」（5/8衆・内閣委）</li> <li>・「詳細なルール・・・事業者の自主的なルール等に委ねる」（同上）</li> </ul>
個人情報保護指針の届出・公表（法第53条第2、3項）	認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針の届出方法や事項等を定めるとともに、委員会における公表のあり方について定める。	主な議論はなし
オプトアウトの通知等に関する経過措置（附則第2条）	改正法全面施行前に改正法第23条第2項に規定されるオプトアウト手続を改正法に則って行う場合の委員会への届出事項等を定める。	主な議論はなし



## 2.2 「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」 (仮称)の基本的な考え方等について(第4回資料2-2)

- 1. 基本的な考え方及び構成等
- (1)基本的な考え方
- ○現行の個人情報保護法の下では、各主務大臣が個人情報保護法に基づく勧告及び命令等の監督権限を有しており、同法第8条等に基づき、事業分野ごとの個人情報保護等に関するガイドライン(以下「各省ガイドライン」という。)を策定している。
- ○改正個人情報保護法(以下「改正法」という。)の全面施行時には監督権限が当委員会に一元化されることを踏まえ、これに向けて当委員会が、改正法第4条(国の責務)、第8条(地方公共団体「等」への支援)及び第51条(委員会の任務)に基づき、全ての事業分野に適用される汎用的なガイドライン(以下「委員会ガイドライン」という。)を策定し、告示として公表する。
  - (※なお、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」は番号法第4条(国の責務)及び改正法第51条(委員会の任務)に基づき策定されている。)
- ○これに伴い、現行の各省ガイドラインは、原則として委員会ガイドラインに一元化することとするが、その際は、事業分野の特性(当該事業において取り扱われる個人情報の性質及び利用方法等の特性を含む。)及び現行の各省ガイドラインの内容等を踏まえるとともに、事業者混乱が生じないよう留意し、個々に取扱いを検討する。



- 委員会ガイドラインの策定に当たっては、各省ガイドライン等により従来から共通的に示されてきた解釈は基本的に踏襲しつつ、改正法に係る国会審議や直近の社会情勢等も踏まえ、適切な解釈及び事例等を示すこととし、併せて、改正法附則第11条において、「この法律の施行により旧個人情報保護法第2条第3項第5号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。」とされている点にも留意する。
- なお、委員会ガイドラインの策定に当たり、事業者における混乱の防止等の観点から、必要に応じて、当委員会が別途定めている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の用語及び表現等との整合性にも留意する。

- (2)構成等
- ○委員会ガイドラインの構成は、改正法の条文の流れに従って、法律・政令・規則を適宜示しつつ、事業者が守らなければならない事項を記述することとし、必要に応じて、法律上の義務(努力義務を含む。)ではないが、実施することがより望ましいと考えられる事項についても記述する。
- ○なお、事業者及び消費者による改正法の理解に資する観点から、改正法の解釈等に関して当委員会に対して寄せられた質問のうち汎用性のある事例、具体的なケースに即した事例等について、QA等を別途作成することとする。

## 2.3 「改正個人情報保護法第25条・第26条の確認・記録義務の方向性について」(第4回資料2-3)

- 平成26年に発生した民間企業における大規模漏えい事案を契機として、名簿屋対策を目的とするトレーサビリティの規定(注1)が新設された。また、オプトアウト規定(注2)を利用する事業者の個人情報保護委員会への届出義務及び委員会による公表の規定も導入され、これらの制度が相まって、違法な名簿屋による個人データの流通を抑止しようとするものである。
- 他方、正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担を懸念する声が多く上がっていることから、**現実的な規則の在り方**について検討する必要がある(衆議院内閣委員会における附帯決議(平成27年5月20日)、参議院内閣委員会における附帯決議(平成27年8月27日)。別添参照。)
- 事業者に対する過度な負担となるおそれのある具体的な課題として、次の【事例】①～⑦が示されてきている。これらに対しては、国会の議論等を踏まえ、<対応案>①～⑦を軸に検討を進める(別紙「<参考>対応案①～⑦を前提とした確認・記録義務の基本的な考え方」も参照。)。なお、その他の規則制定事項(記録・確認方法、記録事項、保存期間)についても、引き続き、検討を進める。

# そもそも規則で定められるのか？

- 改正法25条1項

- 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。)に提供したときは、**個人情報保護委員会規則で定めるところにより**、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれか(前条の規定による個人データの提供にあっては、第23条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

- 改正法26条1項

- 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、**個人情報保護委員会規則で定めるところにより**、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名
  - 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 改正法26条3項

- 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、**個人情報保護委員会規則で定めるところにより**、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

【事例①】 SNS等のweb上で個人Aのプロフィール、投稿内容等を閲覧した事業者Bは、確認・記録作成を行わなければならないか。

＜対応案①＞個人Aによる提供とみなし、SNS等運営業者による第三者提供には該当しないものと整理する。

【事例②】 事業者Aのオペレーターが、顧客Bから販売商品の修理依頼の連絡を受けたため、提携先の修理業者Cにつなぐこととなり、Bの同意を得た上でBに代わって、Bの氏名、連絡先等をCに伝える場合、Aは記録作成を行わなければならないか。

＜対応案②＞事業者Aは顧客Bに代わって修理業者CにBの個人データを提供しているとみなし、Aによる第三者提供には該当しないものと整理する。

【事例③】団体Aが、あらかじめ同意を得た上で、地域の税理士等の氏名・連絡先等を記載した名簿を作成し、団体加盟企業に配布する場合、団体Aは、その都度、配付した年月日等の記録作成を行わなければならないか。

＜対応案③＞本人の同意に基づき個人データを提供する場合の記録事項は緩和する。

【事例④】金融機関Aの営業員が、家族Cと共に来店した顧客Bに対して、保有金融商品の損益状況等を説明する場合、顧客Bの個人データを家族Cに第三者提供をしたものとして、同席する家族Cの氏名等の記録作成を行わなければならないか。

＜対応案④＞金融機関Aは、家族Cを含む顧客B側に対して提供しているとみなし、第三者に対する提供には該当しないものと整理する。

【事例⑤】電力会社Aが、利用者Bからの申込により振替口座として指定されている銀行Cに対し、口座振替のために必要な情報（氏名、口座番号、金額等）を通知する場合に、電力会社A及び銀行Cは、別途、記録作成を行わなければならないか。

＜対応案⑤＞本人（利用者B）が当事者である契約等（口座振替による支払委託契約等）に基づき、電力会社A・銀行C間で個人データが授受される際は、当該契約等を証する書類（預金口座振替依頼書等）の記録をもって記録義務に代え得るものと整理する。



【事例⑥】事業者Aの営業担当が、取引先を紹介する目的で、データベースとして管理しているファイルから名刺1枚を取り出してそのコピーを事業者Bの営業担当に渡す場合、Bは「個人データ」を受け取ったものとして、確認・記録作成を行わなければならないか。

＜対応案⑥＞事業者Bは、「個人データ」の提供を受けていないとみなし、確認・記録義務は適用されないものと整理する。

【事例⑦】同一の個人情報取扱事業者間で反復継続して同一項目の個人データを授受するような場合、個々の個人データの授受ごとに確認・記録作成を行わなければならないか。

＜対応案⑦＞包括的に記録を作成することができるものと整理する。



実質的に「第三者提供」ではないと評価できるか。

実質的に「第三者提供」に該当しない場合は、確認・記録義務は不適用（対応案①、②、④）。

本人を当事者とする契約等に基づく、個人データの提供か。

本人を当事者とする契約等に基づき、個人データを授受する場合は、当該契約等を証する書類の記録をもって記録義務に代替可能（対応案⑤）。

単体の個人データの提供か。

単体の個人データの提供を受けた受領者には、確認・記録義務が適用されない（対応案⑥）。

本人同意による第三者提供か。

本人同意による提供は記録事項の緩和（対応案③）。また、包括的な記録作成も可能（対応案⑦）。

名簿屋等に対する厳格なトレーサビリティの適用。

YES

NO

## 2.4 個人識別符号に関する政令の方向性について(第5回資料2-1)

- 1. 趣旨・背景等
- 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」によって改正された「個人情報の保護に関する法律」(平成十五年法第五十七号)(以下「法」という。)の定義規定において、新たに「個人識別符号」を設け(法第二条第二項)、これが含まれる情報が「個人情報」であるとした(法第二条第一項第二号)。
- このような定義を設けた背景には、現行法第二条第一項が保護対象を「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」とすることについて、情報通信技術の進展もあいまって、法の規制対象とされる個人情報取扱事業者(現行法第二条第三項)又は本人(同条第六項)から、具体的にどのような情報が個人情報であるかが解釈に委ねられるところが大いとして、その該当性判断をためらうという問題が指摘されていたことにある。「個人識別符号」の定義を設ける趣旨は、これに係る政令を定めることとし、これによって個人情報に該当するか否かを客観的に判断できるようにするとともに、保護対象の明確化を図ることにある。

- 2. 方向性
- (1) 政令における規定について
- 法第二条第二項の政令を定めるに当たっては、個人識別符号を設ける趣旨に鑑み、個別具体的な対象を規定するとともに、規定することによって対象がかえって不明確となり得るものについては個人情報保護委員会規則又はガイドライン(告示)によって対応し、明確化を図ることとする。
- (2) ガイドライン・QAの記載事項について
- ガイドライン・QAにおいては、特に内容が解釈によるところが大きい第一号個人識別符号に関係するものを明確化することとする。例えば、DNAの解析結果といったとき、どのような情報が該当するのかを明らかとする。ただし、専門的な内容となるため、その記載の詳細さについては専門家の意見も踏まえたものとする。第二号個人識別符号については、政令及び個人情報保護委員会規則によって該当性が明らかとなるものであるから、基本的に特記事項はないものと考えられる。
- 規則に再委任するのか??

### 第一号個人識別符号関係

右のものを用いて作成するもの

DNA、指掌紋、顔、手の平・手の甲・指の静脈、歩容、声紋 など

### 第二号個人識別符号関係

マイナンバー、医療保険の被保険者識別番号、介護保険の被保険者識別番号、雇用保険の被保険者識別番号、基礎年金番号、国家資格の登録番号、運転免許証番号、旅券番号、住民票コード など

## 2.5 権限の委任に関する政令の方向性について（第5回資料2-2）

- 1. 趣旨・背景等
- 改正個人情報保護法では、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が個人情報取扱事業者等を監督するに当たり、各省庁が所管する事業分野に関する専門的知見や、所管する事業分野の事業者を監督するために有している体制を有効に活用することは、個人情報の適正な取扱いを確保するためにも有益と考えられたため、報告徴収及び立入検査の権限を委員会から事業所管大臣（各省庁）に委任することができることとし、その詳細は政令で定めることとされた。また、監督の実務に配慮し、委任された権限に属する事務を地方公共団体の長等の事務とすることができることとし、その詳細についても政令で定めることとされた。
- 改正個人情報保護法第44条及び第77条が権限の委任に関する規定となっており、次の事項が政令に委ねられている。
- (1) 権限の委任が可能となる「事情」（第44条第1項）
- (2) 権限の委任の方法（同項）
- (3) 事業所管大臣から委員会への権限行使の結果報告の方法（第44条第2項）
- (4) 事業所管大臣の地方支分部局や内部部局への権限の委任の詳細（第44条第3項）
- (5) 委員会、事業所管大臣等から地方公共団体の長等への事務の委譲の詳細（第77条）

- 2. 方向性

- 次の方向性を軸に、政令の規定や基本方針の内容について、検討を進めるものとする。

- (1) 権限の委任が可能となる「事情」について

- 改正個人情報保護法第44条第1項は、「緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるとき」にのみ報告徴収及び立入検査の権限を事業所管大臣に委任することが可能としている。権限委任の規定が設けられた趣旨に鑑み、権限の委任が可能となる「事情」として、事業所管大臣に報告徴収及び立入検査を委ねることが効果的と考えられる次の2つの場合を定めることとする。

- ①緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。(法律で例示されているものを再度規定するもの。)
- ②効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

- 実際の委任先は、具体的な事案発生時の状況や事業所管大臣の監督体制等を踏まえ、上記「事情」への該当性を総合的に判断した上で決定することとする。

- (2) 権限の委任の方法について
  - 委員会は、**あらかじめ委任しようとする事業所管大臣と協議の上、委任する事務の範囲及び期間を定めて、事業所管大臣に委任することとする。**なお、委任した場合でも、委員会が自ら権限を行使することは可能とする。また、事業が共管の場合等には、複数の事業所管大臣に委任することも可能とする。
- (3) 事業所管大臣から委員会への権限行使の結果報告の方法について
  - 改正個人情報保護法第44条第2項に基づき、事業所管大臣は、委任された権限を行使したときは、その結果について委員会に報告する必要があるところ、その方法については、報告徴収又は立入検査の結果判明した事実やその他参考となるべき事項を書面（電磁的方式を含む。）で報告することとする。
  - 報告の期限は委員会が個別に設定するが、個人情報取扱事業者等に個人情報保護法違反が認められる場合には、直ちに報告することとする。
- (4) 事業所管大臣の地方支分部局や内部部局への権限の委任の詳細について
  - 各省庁の実情に合わせて地方支分部局等に委任できるよう、現行の施行令第12条の規定を参考に、所要の規定を整備する。
- (5) 委員会、事業所管大臣等から地方公共団体の長等への事務の委譲の詳細について
  - 各省庁の実情に合わせて事務の一部を地方公共団体の長等が行うことができるよう、現行の施行令第11条の規定を参考に、所要の規定を整備する。



## 2.6 外国にある第三者に対する個人データの提供に関する規則の方向性について（第6回資料2）

- 1. 趣旨・背景等
- 我が国から、外国にある第三者へ提供される個人データの適正な取扱いを確保し、本人の権利利益を保護するため、改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）第24条に外国にある第三者に個人データを提供する場合の規定が設けられた。
- 同条では、外国にある第三者へ個人データを提供する場合には、次の2つのいずれかに該当する場合を除き、原則として外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意をあらかじめ取得しなければならないこととされた。
  - ①当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報保護委員会規則で定められた国にある場合
  - ②当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
- ①の「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国」及び②の「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制」の基準について、個人情報保護委員会規則で定めることとされている。

- 2. 方向性

- (1) 我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国

- 様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討する。

- (2) 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準

- 国会における改正法の審議では、改正法第24条は、事業者に対して新たな規制を課すものではなく、事業者において現在適切に行われている個人情報の取扱いを追認するものとされている。また、海外における個人情報の保護を図りつつ、国境を越えた個人情報の移転を不当に阻害しないよう(衆議院内閣委員会における附帯決議(平成27年5月20日)、参議院内閣委員会における附帯決議(平成27年8月27日))、現実的な規則の在り方について検討する必要がある。なお、必要な体制が整備されているかについては、個人情報保護委員会に対して事前の届出等を要するものではない。
- 以上を踏まえ、外国にある第三者が整備すべき体制として、以下を規則、ガイドライン等において定めることとする。

- ① 提供元及び提供先(外国にある第三者)間の契約において、提供先が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されていること
- ② 提供元及び提供先(外国にある第三者)が同一の企業グループであり、当該グループのプライバシーポリシー等において、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されていること
- ③ 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに関する国際的な枠組みの基準に適合している旨の認証を受けていること(例えば、アジア太平洋経済協力(APEC)の越境プライバシールール(CBPR)システム)
  - なお、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置については、現在の適切な取扱いを追認するという国会における議論、OECDガイドライン及びAPECプライバシーフレームワーク等の国際的な枠組みとの整合性を勘案しつつ検討する。

## 2.7 「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」(仮称)における安全管理措置及び小規模の事業者への配慮に関する基本的な考え方について(第9回資料1-1)及び個人情報保護法ガイドラインにおける安全管理措置及び小規模の事業者への配慮に関する基本的な考え方(概要)(第9回資料1-2)

- 当該特例的な対応の対象となる事業者は「中小規模事業者」と称することとし、その範囲については、次の理由から、番号法ガイドラインにおける「中小規模事業者」に準じて以下の範囲とする方向で、特例的な対応の内容等と併せて引き続き検討する。
- 【中小規模事業者】
- 事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
- ・その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれかの日において5,000を超える事業者
- ・委託に基づいて個人データの取扱いを行う事業者
- 理由：前述のとおり、番号法が求める安全管理措置と、個人情報保護法が求める安全管理措置とでは、その基本的な要素、並びに、特例的な対応を定めることが一般に必要と考えられる事業者の規模及び取り扱う情報量等は、おおむね共通すると考えられること
- なお、改正法附則第11条の趣旨を踏まえ、中小規模事業者における個人情報保護法の適切な理解及び遵守に資するため、中小規模事業者向けの留意点等について、安全管理措置以外の内容を含め、別途、Q&Aその他の解説資料等において分かりやすく示すことを検討する。

# 個人情報保護法ガイドラインにおける 安全管理措置及び小規模の事業者への配慮に関する 基本的な考え方（概要）

## 1. 前提

（「個人情報保護法の安全管理措置」と「番号法の安全管理措置」）

## 2. 安全管理措置の内容

## 3. 小規模の事業者への配慮（1）

（配慮する事項）

## 4. 小規模の事業者への配慮（2）

（「中小規模事業者」の範囲）

# 1 前提（「個人情報保護法の安全管理措置」と「番号法の安全管理措置」）

	個人情報保護法の安全管理措置	番号法の安全管理措置
対象情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人データ（個人情報保護法20条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人番号（番号法12条）</li> <li>●特定個人情報（番号法33条）</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置</li> </ul> <p>※具体的な内容及び手法例は、<u>各省庁の事業分野ガイドライン</u>において、<u>組織的・人的・物理的・技術的等の観点</u>で示されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人番号・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号・特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置</li> </ul> <p>※具体的な内容及び手法例は、番号法ガイドラインにおいて、<u>組織的・人的・物理的・技術的等の観点</u>で示されている。</p> <p>※個人情報保護に関する<u>各省庁の事業分野ガイドライン</u>に共通する内容が反映されている。</p>
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在は、取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者は、対象外。</li> <li>●<u>改正全面施行後は、個人情報データベース等を事業の用に供する全ての事業者が対象に。</u> <u>（改正法附則第11条で小規模の事業者への配慮が求められている。）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人番号・特定個人情報を取り扱う全ての事業者（※） （事業者の規模や取扱件数を問わない）</li> <li>●<u>「中小規模事業者」については、取り扱う個人番号等の数量が少なく、取り扱う従業員が限定的であること等を踏まえて特例的な対応方法</u>が示されている。</li> </ul>

※番号法12条の義務は、行政機関・独立行政法人・地方自治体等も対象



## 2 安全管理措置の内容

- ✓ 個人情報保護法ガイドラインで示す安全管理措置の内容は、次の基本的な考え方に基づき、今後、具体的な項目等について引き続き検討を行う。

- ① 「組織的・人的・物理的・技術的」の観点ごとに「講じなければならない項目」及び「手法例」を示す。
- ② 上記①の内容は、原則、番号法ガイドラインの内容に準じるものとするが、特定個人情報と個人データの性質及び取り扱われ方の差異等を踏まえて、引き続き具体的な内容を検討する。
  - （理由1）番号法が求める安全管理措置と、個人情報保護法が求める安全管理措置とでは、その基本的な要素（漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置）はおおむね共通する。
  - （理由2）番号法ガイドラインの内容は、現在の各省庁の個人情報保護ガイドラインに共通する内容が反映されている（事業者における混乱は少ないものと想定）。
  - （理由3）番号法ガイドラインの内容は、既に、全ての事業分野の事業者に適用されている。
- ③ 委員会が策定する個人情報保護法ガイドラインが適用される事業者の規模・事業内容は非常に多様であるため、過剰反応防止等の観点から、汎用的かつ分かりやすい内容となるよう留意する。
- ④ その上で、詳細な手法等の例示及び技術的に専門的な内容等については、別途、参考となり得る関連規格・指針等（ISO・JIS・IPA等）を示すほか、Q&Aその他の解説資料等において必要に応じて示すことを検討する。



### 3 小規模の事業者への配慮（1）（配慮する事項）

- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年9月法律第65号）

（附則第11条）

個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第8条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第2条第3項第5号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ✓ 個人情報保護法上、個人情報取扱事業者が遵守すべき義務（利用目的特定、適正取得、安全管理措置、第三者提供時の本人同意取得等）は、事業者の規模によって特に区別されていない。
- ✓ ただし、安全管理措置については、「必要かつ適切な措置」を講じなければならないとされているため、その具体的な内容及び手法等は、一般に、事業者の規模及び取り扱う個人データの数量等により、おのずと異なる。
- ✓ また、安全管理措置義務の履行方法は多種多様であり、従来、個人情報保護法の義務規定の適用がなかった小規模の事業者が混乱なく義務を履行するには、特例的な対応（手法の例示を含む）を定める必要性が高い。

改正法附則第11条が求める小規模の事業者への配慮の一環として、個人情報保護法ガイドラインでは、安全管理措置義務に係る一般的な項目・手法例とは別に、小規模の事業者における特例的な対応（手法の例示を含む）を、番号法ガイドラインに準じて定める。

### 3 小規模の事業者への配慮（2）（「中小規模事業者」の範囲）

- ✓ 安全管理措置について、特例的な対応の対象となる事業者は、番号法ガイドラインと同様に「中小規模事業者」と称することとし、その範囲は以下の方向で、特例的な対応の内容等と併せ引き続き検討。
- ✓ なお、中小規模事業者における個人情報保護法の適切な理解及び遵守に資するため、個人情報保護法ガイドラインとは別に、中小規模事業者向けの留意点等について、別途、Q&Aその他の解説資料等において分かりやすく示すことも検討する。

#### 個人情報保護法ガイドラインの 「中小規模事業者」

● 従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者

- ① 取り扱う個人情報の数(\*)が5,000人分超の事業者
- ② 委託に基づいて個人データを取り扱う事業者

(参考)

#### 番号法ガイドラインの「中小規模事業者」

● 従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者

- ① 個人情報取扱事業者  
(≡ 取り扱う個人情報の数が5,000人分超の事業者)
- ② 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ③ 金融分野の事業者
- ④ 個人番号利用事務実施者

\* 「取り扱う個人情報の数」：事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報により識別される特定の個人の数

(理由) 番号法の安全管理措置と、個人情報保護法の安全管理措置とで、その基本的な要素（漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置）、及び、特例的な対応を定めることが必要と考えられる事業者の規模・取り扱う情報量はおおむね共通する。

## 2.8 要配慮個人情報に関する政令の方向性について (第10回資料1)

### • 1. 政令の趣旨

- 改正個人情報保護法(以下「改正法」という。)においては、慎重な取扱いを要する個人情報を要配慮個人情報として新たに類型化し、本人同意を得ない取得を原則として禁止するとともに、本人が明確に認識できないうちに個人情報が第三者へ提供されることがないようにするため、オプトアウト手続による第三者提供を認めないこととしている。
- 改正法において、要配慮個人情報とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」とされており、政令で定めるべき事項について検討する必要がある。



- 2. 政令の規定事項について
- (1) 要配慮個人情報の定義
- 検討に当たっては、他の法令の規定、我が国における社会通念等を参考に、差別や偏見を生じるおそれの有無等を勘案し、その範囲を定めていくこととするが、医療現場等における従前からの運用と齟齬が生じ、混乱が生じることのないよう留意し検討するものとする。
- 要配慮個人情報として政令で定める事項についての考え方は次のとおりである。
- ①「病歴」に準ずるもの
- (i) 診療情報、調剤情報
  - 診療情報や調剤情報は、ある個人の健康状態が明らかとなる情報で、病気を推知又は特定させる可能性があることを勘案するもの。
- (ii) 健康診断の結果、保健指導の内容
  - 健康診断の結果等は、ある個人の健康状態が明らかとなる情報で、病気を推知又は特定させる可能性があることを勘案するもの。
- (iii) 障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。))その他の心身の機能の障害を含む。
  - 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条及び障害者の雇用の促進等に関する法律第35条等の他の法令においても、障害を理由とした差別や権利利益の侵害を禁止していることを勘案するもの。
- (iv) ゲノム情報
  - 遺伝子検査により判明する情報のうち差別、偏見につながり得るもの(例えば、将来発症し得る可能性のある病気、治療薬の選択に関する情報等)は、個人の現在の健康状態のみならず、将来発症する可能性や非発症保因者として子孫へ遺伝子変異を伝える可能性があることを勘案するもの。

- ②「犯罪の経歴」に準ずるもの
- (i) 被疑者又は被告人として刑事手続を受けた事実
  - 被疑者又は被告人として、刑事訴訟法に基づき、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起等の刑事手続を受けた事実は、有罪判決を受けていなくとも刑事手続を受けたのであれば、犯罪への関与があったものと強く推測され、社会から不利益な扱いを受けることが考えられることから、本人としては秘匿したいと考えることが一般的と考えられることを勘案するもの。
- (ii) 非行少年として少年保護事件の手続を受けた事実
  - 非行少年として、少年法に基づき、調査、観護の措置、審判、保護処分等の一切の少年保護事件に関する手続等を受けた事実は、成人の場合における犯罪の経歴や刑事手続を受けた事実と同様に、差別や偏見を生じさせ本人の更生を妨げ得るものと考えられることを勘案するもの。なお、同様の観点から、少年法第61条において、家庭裁判所の審判に付された少年について本人であることが推知できるような記事等を出版物に掲載してはならない旨を規定している。

- (2)要配慮個人情報の取得時の本人同意の例外
- 改正法第 17 条第2項では、本人の利益のために必要がある場合や他の利益のためにやむを得ない場合等、あらかじめの本人の同意なく要配慮個人情報を取得できることとしている。政令においてもこれらに準ずる一定の場合を定めることとしている。
- 本人同意の例外として政令に定める事項の考え方については次のとおりである。
- ① 本人の外形上、要配慮個人情報に含まれる事項が明らかな場合であって、撮影等を通じてその要配慮個人情報を取得するとき
  - ある特定の個人が身体に障害を抱えている事実が映像等に写りこんだ場合等の事業者の負担を勘案するもの。外形から明らかであるため、本人にとっても社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることは想定していると考えられる。もっとも、取得した要配慮個人情報を本人の知らないうちに第三者に提供されることがないよう、第三者に提供するに当たっては、本人の同意を要することとしている。
- ② 委託、事業承継、共同利用(法第 23 条第5項各号)に伴う提供を受ける場合
  - 提供する者は、法第 23 条第5項により本人の同意なく要配慮個人情報を提供することができる一方で、受領する側は取得することについて本人の同意を得なければならないこととなり、取扱いが非対称となることを勘案するもの。

## 2.9 匿名加工情報に関する委員会規則等の方向性について（第10回資料2）

### • 1. 委員会規則の趣旨

- 匿名加工情報は、個人情報的加工して、特定の個人を識別することができず、かつ、作成の元となった個人情報を復元することができないようにすることで、個人情報の取扱いにおいて目的外利用（第16条）や第三者提供（第23条第1項）を行うに際して求められる本人の同意を不要とするなど、その取扱いについて個人情報の取扱いに関する義務よりも緩やかな一定の規律が設けられるものである。この一定の規律のうち、①加工に関する基準②加工方法に関する情報等の漏えい防止措置基準③作成に当たっての公表④第三者提供に当たっての公表・明示については、委員会規則で定めることとなっている（第36条・第37条）。
- 委員会規則の検討に当たっては法案審議の際に政府側から示された考え方を踏まえることとする。



- 2. 委員会規則及びガイドライン等の記載の方向性
- (1) 規則における規定について
- ① 加工に関する基準について(第 36 条第 1 項)
- (ア) 本項の趣旨
  - 本項の規則は、匿名加工情報が特定の個人を識別すること及びその作成の元となった個人情報をも復元することができないものであることから、そのような状態とするために必要な加工手法その他の必要な事項を定めるものである。
- (イ) 規則で定める基準の方向性
  - 基準では、匿名加工情報を作成する事業者全てに共通する一般的な加工手法その他最低限の規律を定めることとし、これに従って事業者が具体的にどのような加工を行うかについては、取り扱う個人情報、取扱い実態等に応じて定めることが望ましいことから、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の自主的なルールに委ねることとする。

- ② 加工方法に関する情報等の漏えい防止措置基準(第36条第2項)
- (ア)本項の趣旨
  - 加工によって削除された情報や加工の方法が判明することは、作成の元となった個人情報の復元につながり得ることから、加工に関する情報が第三者に取得されることの無いよう漏えい防止のための措置を講ずる必要があるところ、その基準を定めるものである。
- (イ)規則で定める基準の方向性
  - 匿名加工情報は、作成の元となる個人情報又は匿名加工情報の内容が個人情報取扱事業者ごとに異なることから、漏えい防止のために講ずるべき具体的な安全管理措置も異なり得るものである。したがって、規則で定める基準については、具体的な措置内容を規定することなく、漏えいを防止するための措置の類型を定めることとする。
  - ※事業者が行うべき措置については、匿名加工情報の作成に携わる者(以下「作成従事者」という。)を限定するなどの社内規定の策定、作成従事者等の監督体制の整備、個人情報から削除した事項及び加工方法に関する情報へのアクセス制御、不正アクセス対策等を行うことが考えられるが、規定ぶりについて今後具体的に検討する。

- ③ 匿名加工情報の作成に当たっての公表について  
(第36条第3項)
- (ア) 本項の趣旨
  - 個人情報取扱事業者に対して、作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目に係る公表義務を課すことにより、本人が自己の個人情報を元に匿名加工情報が作成されていることについて確認するための情報を提供するものである。
- (イ) 規則で定める事項の方向性
  - 「作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表方法」及び「作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表時期」を定めることとする。

- ④ 匿名加工情報の第三者提供に当たっての公表・明示について（第36条第4項、第37条）
- (ア) 本項の趣旨
  - 個人情報取扱事業者等に対して、第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目に係る公表義務を課すことにより、本人が自己の個人情報を元に作成された匿名加工情報が第三者に提供されることについて確認するための情報を提供するものである。また、個人情報取扱事業者等に対して、匿名加工情報の提供先である第三者への当該情報が匿名加工情報である旨の明示義務を課すことにより、当該第三者に匿名加工情報取扱事業者としての義務を履行しなければならないことを認知させるものである。
- (イ) 規則で定める事項の方向性
  - 「第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表方法」及び「第三者提供に係る情報が匿名加工情報である旨の明示方法」を定めることとする。

- (2)ガイドライン等の記載事項について
  - ガイドラインにおいては、次の事項のほか、規則で定める事項の解説や、講ずべき措置の例示等を記載することとし、また、実際に匿名加工情報を活用したいと考えている事業者が円滑に制度を利用できるよう事務局レポート(※)及びQA等の作成を検討する。
  - なお、改正される行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行個法」という。)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「独個法」という。)の非識別加工情報(行個法第2条第8項、独個法第2条第8項)を取得したとき、取得者が匿名加工情報取扱事業者に該当する場合には、第4章第2節に従わなければならない旨を明記することとする。
- ①加工に関する基準について(第36条第1項)
  - 規則に定める各手法等の説明
- ②加工方法に関する情報等の漏えい防止措置基準について(第36条第2項)
  - 規則に定める措置の種類の説明
- ③識別行為の禁止(第36条第5項、第38条)
  - 義務内容の説明
- ※事務局レポートの作成について
  - 規則・ガイドラインは事業者が遵守すべき事項を規定するものであるが、匿名加工の手法、データ処理等について、認定個人情報保護団体の自主ルールを作成する際の参考となる事項、考え方について事務局レポートの作成を検討したい。

# 3 関連会合の動向

- 3.1 経済産業省 平成27年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備 経済産業分野を対象とする個人情報保護に係る制度整備等調査研究
  - 報告書が公表されている(第一次整理)
- 3.2 総務省 改正個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護検討タスクフォース
  - 「踏まえ」られないので、とりあえず改正法の規律部分は後回し。構成員から個人情報保護委員会に取り組みを加速するようにとの苦言あり
- 3.3 厚生労働省 ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース
- 3.4 その他